

(別紙)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業
支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策及びスマート農
業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ 要望調査要領

1 提出書類

(1) 農業支援サービス事業育成対策

- ① 事業実施計画書（様式第 2－1 号）
- ② 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（様式第 2－2 号）
- ③ 申請書類チェックシート（様式第 2－3 号）
- ④ ③申請書類チェックシートに記載の添付書類等

(2) スマート農業機械等導入支援

- ① 事業実施計画書（様式第 10－1 号）
- ② サービス事業利用者一覧（様式第 10－2 号）
- ③ 事業実施体制に係る書類（様式第 10－3 号）
- ④ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（様式第 10－4 号）
- ⑤ 申請書類チェックシート（様式第 10－5 号）
- ⑥ 機械リース計画書（様式第 10 号別添 2－1）
- ⑦ 機械リース計画書（様式第 10 号別添 2－2）
- ⑧ 農業機械専用運搬車導入理由書（様式第 17 号）
- ⑨ ⑤申請書類チェックシートに記載の添付書類等

※該当ある場合のみ

2 提出期限・提出先

令和 7 年 8 月 22 日（金）17：00 必着で下記担当あて送付

担当：農業経営・所得向上推進課 働き手確保対策担当 佐藤（satochihi@pref.yamagata.jp）

山科（yamashinaa@pref.yamagata.jp）

3 提出方法

1 の(1)の①～③及び(2)の①～⑦は Excel ファイル、(2)の⑧は Word ファイル、(1)の④及び(2)の⑨は原則として PDF ファイルにより電子メールでお送りください。

4 留意事項

- (1) 本要望調査は、県予算の成立を前提としたものであるため、今後内容等の変更があり得ることをあらかじめ御了承ください。
- (2) 本事業以外の国庫補助事業で整備する機械等は助成対象外のため、要望提出に当たっては、他の国庫補助事業と重複しないよう御留意ください。

- (3) 1の(2)の事業では、事業実施主体がサービス提供に必要な機械の導入支援を行うこととしており、事業実施主体が所有する農地や自らの経営のための借地において、導入した機械を用いることは目的外使用にあたります。
- (4) 本県に事業所を有する組織であっても、本県以外のみでサービス提供を行う場合は、サービスを行う都道府県で申請手続きを行ってください。また、本県のみならず他県でもサービス提供を行う計画は、「広域型サービス支援タイプ」に該当する場合があります。
- (5) 必ず申請書類チェックシートによって、提出書類のチェックを行うようにしてください。添付資料を含め、提出書類に不備がある場合、要望を受け付けられない可能性があります。
- (5) その他、事業の詳細については、令和7年7月付けの農産局農産政策部技術普及課スマート・サービスユニットが作成した資料を御確認ください。